

様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

学校名	東京都立府中看護専門学校
設置者名	東京都知事 小池 百合子

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・ 通信 制の 場合	実務経験のある 教員等による 授業科目の 単位数又は授 業時数	省令で定める 基準単位数又 は授業時数	配置 困難
看護専門課程	看護	夜・ 通信	87単位	9単位	
		夜・ 通信			
		夜・ 通信			
(備考)					

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

ホームページにて公表 https://toritsu-kangaku.metro.tokyo.lg.jp/colleges/fuchu/education/curriculum_r4.html

3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名
(困難である理由)

様式第 2 号の 2－②【(2)-②外部の意見を反映することができる組織への外部人材の複数配置】

※ 様式第 2 号の 2－①に掲げる法人以外の設置者（公益財団法人、公益社団法人、医療法人、社会福祉法人、独立行政法人、個人等）は、この様式を用いること。

学校名	東京都立府中看護専門学校
設置者名	東京都知事 小池 百合子

1. 大学等の教育について外部人材の意見を反映することができる組織

名称	学校関係者評価委員会
役割	都立看護専門学校における学校評価に関する要綱に基づき学内で行った自己評価結果等を複数の学校関係者が総合的に評価する。 （審議事項） 教育課程・教育活動・進路指導・学生支援・管理運営など （意見の活用方法） 評価結果の公表、改善目標の設定

2. 外部人材である構成員の一覧表

前職又は現職	任期	備考（学校と関連する経歴等）
都立病院医師	2025. 4. 1～2026. 3. 31	実習先病院医師
都立病院看護部長	2025. 4. 1～2026. 3. 31	実習先病院看護師
本校非常勤講師	2025. 4. 1～2026. 3. 31	元実習先病院看護師
（備考）		

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	東京都立府中看護専門学校
設置者名	東京都知事 小池 百合子

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。 (授業計画書の作成・公表に係る取組の概要) ◆ 授業計画(シラバス)の作成過程 「保健師助産師看護師学校養成所指定規則」に準拠した都立看護専門学校7校共通の教育課程の考え方を基に、当校の独自性に鑑み構築している。 東京都の設置目的や社会的使命、また長年にわたって築いてきた都立看護専門学校の理念を踏襲するとともに、現在の入学生や卒業生の状況を視野に入れ、次世代を担う看護者の育成を目指すものとして作成している。 ◆ 授業計画の作成時期 入学の前年11月頃 ◆ 公表時期 4月	
授業計画書の公表方法	ホームページにて公表 https://toritsu-kangaku.metro.tokyo.lg.jp/colleges/fuchu/education/curriculum_r4.html
2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。 (授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要) ◆ 東京都立看護専門学校学則第11条(修了の認定) 校長は、別表に定める科目を履修し、その試験又はそれに準ずるもの(以下「試験等」という。)に合格した者に対して、当該科目の修了を認定し、所定の単位を与える。 2 講義及び演習については、授業時間数の三分の一以上を欠席した者は、当該科目について前項に規定する試験等を受けることができない。ただし、校長が特にやむを得ないと認める理由により欠席したときは、この限りでない。 3 臨地実習については、実習時間数の四分の一以上を欠席した者は、当該科目の修了を認定されない。ただし、校長が特にやむを得ないと認める理由により欠席したときは、この限りでない。 ◆ 東京都立府中看護専門学校修了認定等に関する規程 上記規程に基づき、あらかじめ設定した成績評価の方法・基準により、厳格かつ適正に修了の認定(単位授与)を実施している。	

3. 成績評価において、GPA等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。 (客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要) ◆東京都立府中看護専門学校修了認定等に関する規程 第3条 修了認定条項に規定する試験等は、筆記、レポート、口述、実技、その他の方法で実施する。ただし、臨地実習については、実習評価表に基づき評価する。 第4条 試験等は、原則として、100点を満点とし、60点以上を合格とする。 2 合格者の成績の評価は、S、A、B、Cの4段階とし、試験等の成績の90点以上をS、80点以上90点未満をA、70点以上80点未満をB、60点以上70点未満をCとする。 3 点数評価しない試験は、修了又は未修了とする。	
客観的な指標の算出方法の公表方法	ホームページにて公表 https://toritsu-kangaku.metro.tokyo.lg.jp/colleges/fuchu/education/curriculum_r4.html
4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。 (卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要) ・卒業の認定方針（ディプロマ・ポリシー） 都立看護専門学校で育てたい「感じ取る力」「考え構成する力」「表現（具現化）する力」「成長する力」の4つの力を発展させて看護実践能力を身につけることを重視し、所定の単位を修得した学生に卒業を認定し、専門士の称号を授与する。 <感じ取る力> ① 多様な文化・価値観を持ったあるがままの人間を個人として受け止め、尊重できる。 ② 対象及び対象をとりまく人々との関係の中で、思いや希望、心身の変化に気付くことができる。 ③ 命を尊び、人の生死に対し真摯に向き合うことができる。 ④ 対象の尊厳と権利を守るための倫理的な課題に気づくことができる。 ⑤ 社会の変化や保健・医療・福祉の動向に関心を持ち、医療や看護へのニーズに気づくことができる。 <考え構成する力> ① 対象の反応の意味を多角的に分析・解釈し、看護の必要性を考えられる。 ② その人らしい生活を支えるために必要な看護援助を、根拠に基づき考え組み立てることができる。 ③ 実践した看護を振り返り、より良い看護を考えることができる。 <表現（具現化）する力> ① 対象を気遣いながら、より良い関係を築いていくことができる。 ② 対象の思いを受け止め、必要な情報を提供し、自ら意思決定ができるように支援できる。 ③ 切れ目のない医療の実現に向け、チーム医療の中で看護の視点から情報を発信できる。 ④ その人らしく生きるために、対象のもてる力を活かしながら、安全で安楽な看護が実践できる。 <成長する力> ① より良い看護をしたいという思いを持ち、学び続ける。 ② 自己の課題に気づき、解決に向けた努力ができる。 ③ 仲間と共に、学び支え合い、互いに高めていくことができる。 ④ 様々な状況に柔軟で粘り強く対応できる。 ⑤ 専門職業人としての誇りと自覚を持つ。 ◆東京都立看護専門学校学則（昭和46年3月31日規則第73号） 第十三条 校長は、別表に定める全科目の単位を修得した者に対して卒業の認定を行い、卒業証書（別記第四号様式）を授与する。 2 前項の規定により卒業の認定を受けた者は、専門士(医療専門課程)と称することができる。	

卒業の認定に関する 方針の公表方法	ホームページにて公表 https://toritsu-kangaku.metro.tokyo.lg.jp/about/index.html
----------------------	---

様式第2号の4-②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4-①を用いること。

学校名	東京都立府中看護専門学校
設置者名	東京都知事 小池 百合子

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	
収支計算書又は損益計算書	
財産目録	
事業報告書	
監事による監査報告（書）	

2. 教育活動に係る情報

①学科等の情報

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士		
医療		看護専門	看護(単位制)	○			
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 授業時数又は総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
3 年	昼	1 0 6 単位	83 単位	0 単位	23 単位	0 単位	0 単位
			1 0 6 単位				
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数	
2 4 0 人		2 4 2 人	0 人	1 9 人	1 4 7 人	1 6 6 人	

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）	
（概要） 様式第2号の3 ○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要 1のとおり	
成績評価の基準・方法	
（概要） 様式第2号の3 ○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要 3のとおり	
卒業・進級の認定基準	
（概要） 様式第2号の3 ○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要 4のとおり	
学修支援等	
（概要） 補講、国家試験対策勉強会、個別指導相談、学年担任制 等	

卒業者数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業者数	進学者数	就職者数 （自営業を含む。）	その他
78人 (100%)	4人 (5.1%)	73人 (93.6%)	1人 (1.3%)
(主な就職、業界等) 東京都立多摩総合医療センター、東京都立神経病院、東京都立小児総合医療センター、 公立昭和病院、榊原記念病院、立川相互病院 他			
(就職指導内容) 就職ガイダンスの実施、就職相談、就職試験及び面接に関する指導 等			
(主な学修成果（資格・検定等）) 看護師国家試験の受験資格取得			
(備考)（任意記載事項）			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
242人	6人	2.5%
(中途退学の主な理由) 進路変更		
(中退防止・中退者支援のための取組) 面談（教員、相談室、カウンセラー）		

②学校単位の情報

a)「生徒納付金」等

学科名	入学金	授業料 (年間)	その他	備考（任意記載事項）
看護学科	11,300 円	265,700 円	0 円	入寮者のみ寄宿舎料 15,500 円/月
	円	円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
修学支援（任意記載事項）				
東京都立看護専門学校授業料等の徴収猶予又は減額若しくは免除に関する取扱要綱 納付期限までに納付が困難と認められる者のうち、生活保護受給世帯の者と住民税非課税世帯の者は全額免除、住民税非課税世帯に準じる世帯の者は半額免除、其他要綱に基づき、免除や徴収猶予を行う。				

b) 学校評価

自己評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) https://toritsu-kangaku.metro.tokyo.lg.jp/colleges/fuchu/about/evaluation.html		
学校関係者評価の基本方針（実施方法・体制） 都立看護専門学校における学校評価に関する要綱に基づき学内で行った自己評価結果等を複数の学校関係者が総合的に評価する。 （主な評価項目） 教育課程・教育活動・進路指導・学生支援・管理運営など （評価委員の構成） 委員定数 3名（学校職員除く） 選出区分 実習病院や地域の行政・医療機関従事者等 （評価結果の活用方法） 評価結果を踏まえ改善目標を設定（年度末）等		
学校関係者評価の委員		
所属	任期	種別
都立病院医師	2025. 4. 1～2026. 3. 31	実習先病院医師
都立病院看護部長	2025. 4. 1～2026. 3. 31	実習先病院看護師
本校非常勤講師	2025. 4. 1～2026. 3. 31	元実習先病院看護師
学校関係者評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) https://toritsu-kangaku.metro.tokyo.lg.jp/colleges/fuchu/about/evaluation.html		
第三者による学校評価（任意記載事項）		

c) 当該学校に係る情報

(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法)

<https://toritsu-kangaku.metro.tokyo.lg.jp/colleges/fuchu/>

(別紙)

- ※ この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。
- ※ 以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄（合計欄を含む。）について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「－」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校コード（13桁）	H113220600014
学校名（〇〇大学 等）	東京都立府中看護専門学校
設置者名（学校法人〇〇学園 等）	東京都知事 小池 百合子

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者数 ※括弧内は多子世帯の学生等（内数） ※家計急変による者を除く。		16人（ 0 ）人	12人（ 0 ）人	17人（ 0 ）人
内 訳	第Ⅰ区分	－人	－人	
	（うち多子世帯）	（ 0人）	（ 0人）	
	第Ⅱ区分	－人	－人	
	（うち多子世帯）	（ 0人）	（ 0人）	
	第Ⅲ区分	－人	－人	
	（うち多子世帯）	（ 0人）	（ 0人）	
	第Ⅳ区分（理工農）	0人	0人	
	第Ⅳ区分（多子世帯）	0人	0人	
	区分外（多子世帯）	0人	0人	
家計急変による 支援対象者（年間）				0人（ 0 ）人
合計（年間）				17人（ 0 ）人
(備考)				

- ※ 本表において、多子世帯とは大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）第4条第2項第1号に掲げる授業料等減免対象者をいい、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分、第Ⅳ区分（理工農）とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第2号イ～ニに掲げる区分をいう。
- ※ 備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

(1) 偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0人
----	----

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了できないことが確定	0人	人	人
修得単位数が「廃止」の基準に該当 （単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単 位時間数が廃止の基準に該当）	0人	人	人
出席率が「廃止」の基準に該当又は学修意 欲が著しく低い状況	0人	人	人
「警告」の区分に連続して該当 ※「停止」となった場合を除く。	0人	人	人
計	0人	人	人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の(2)のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、当該学業成績が著しく不良である
ことについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遡って認定の効力を失った者の数

右以外の大学等		短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2 年以下のものに限る。）			
年間	0人	前半期	人	後半期	人

(3) 退学又は停学（期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたこと
により認定の取消しを受けた者の数

退学	0人
3月以上の停学	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

(1) 停学(3月未満の期間のものに限る。)又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

3月未満の停学	0人
訓告	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、停止を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学(修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。)、高等専門学校(認定専攻科を含む。)、及び専門学校(修業年限が2年以下のものに限る。)	
	年間	前半期	後半期
GPA等が下位4分の1	0人	人	人

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学(修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。)、高等専門学校(認定専攻科を含む。)、及び専門学校(修業年限が2年以下のものに限る。)	
	年間	前半期	後半期
修得単位数が「警告」の基準に該当 (単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が警告の基準に該当)	0人	人	人
GPA等が下位4分の1	0人	人	人
出席率が「警告」の基準に該当又は学修意欲が低い状況	0人	人	人
計	人	人	人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。